

東京法務局へのお電話でのお問合せについて

東京法務局本局への電話による相談

本局管轄(千代田区, 中央区, 文京区及び島しょ部)の登記申請に関するご相談, 窓口での登記相談のご予約

【受付時間】 平日: 午前8時30分から午後5時00分

不動産の登記申請

☎03—5213—1330

商業・法人の登記申請

☎03—5213—1337

八王子支局及び各出張所にお電話をされますと

自動音声でご案内します。

ご相談内容に応じて、「1番」・「2番」・「3番」のいずれかを選択してください。

「1番」を選択

各種証明書、地番照会、道案内に関するお問い合わせ

「2番」を選択

登記申請に関する一般的なご相談及び窓口での登記相談の予約

「3番」を選択

登記の補正、登記完了に関するお問い合わせ（八王子支局への供託、戸籍、国籍、人権に関するお問い合わせも3番を選択してください）

（支局・出張所）

乙号事務受託業務従事者がお受けします。

自動転送

（支局・出張所）

担当職員がお受けします。

（東京法務局登記電話相談室）

☎042-540-7211

※「商業・法人登記」に関するご相談は **「30番」**

「不動産登記」に関するご相談は **「31番」**

「窓口での登記相談のご予約」は **「32番」** を選択してください。

【相談受付時間】 平日：午前8時30分から午後5時00分まで

※相談内容により、電話での一般的な説明が困難なご相談については、管轄登記所の窓口での相談をご利用ください。

府中支局及び西多摩支局にお電話をされますと

自動音声でご案内します。

ご相談内容に応じて、「1番」・「2番」・「3番」・「4番」のいずれかを選択してください。

「1番」を選択

各種証明書、地番照会、道案内に関するお問い合わせ

(支局)

乙号事務受託業務従事者がお受けします。

「2番」を選択

登記申請に関する一般的なご相談及び窓口での登記相談の予約

自動転送

「3番」を選択

登記の補正、登記完了に関するお問い合わせ

(支局)

担当職員がお受けします。

「4番」を選択

登記以外の業務に関するお問い合わせ

(支局)

担当職員がお受けします。

(東京法務局登記電話相談室)

☎042-540-7211

※「商業・法人登記」に関するご相談は **「30番」**

「不動産登記」に関するご相談は **「31番」**

「窓口での登記相談のご予約」は **「32番」** を選択してください。

【相談受付時間】 平日：午前8時30分から午後5時00分まで

※相談内容により、電話での一般的な説明が困難なご相談については、管轄登記所の窓口での相談をご利用ください。

自動音声によるご案内は、登記簿等の公開に関する事務(以下「乙号事務」という。)の包括的民間委託(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)第33条の2参照)の導入に伴い、乙号事務を実施する事業者が、登記事項証明書、印鑑証明書、地図の写し等の交付に関する事務のお問い合わせを、専属的に電話対応する必要があることから導入しました。

お客様からのお問い合わせを、音声ガイダンスに従いお客様自身が番号を選択していただくことにより、法務局内の希望する係へ振り分け、担当係にスムーズにおつなぎするものです。